

## 本事業における消費税及び地方消費税（消費税等）の取扱

- ・ 下図の構成団体が免税事業者の場合、消費税等相当額を含め補助金の交付を申請し、交付を受けることが可能です。
- ・ 下図の構成団体が課税事業者の場合、補助金交付申請時に当該補助金にかかる仕入に係る消費税等相当額を減額して申請する必要があります。

※ 協議会が課税事業者ではない場合も、課税事業者である構成団体が実施する事業については、仕入にかかる消費税等相当額を減額して申請する必要があります。

(図) 本事業の補助金支払（精算払い）の流れ



### (参考)

※ 課税事業者とは、次のいずれかに該当する法人、個人事業者をいいます。

- ① 基準期間における課税売上高が1,000万円を超える場合
- ② ①以外で税務署あて「消費税課税事業者選択届出書」を提出している場合
- ③ 新設法人であり、資本または出資の額が1,000万円を超える場合

※ 消費税等の確定申告で仕入れ税額控除により還付税額が発生するなど、補助事業により交付した補助金に係る消費税等相当額が、仕入れ税額控除対象となった場合には、補助事業に要する経費と認められません。当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額は、さきに補助対象から控除するか、又はこれを含めて交付された場合には返還していただく必要があります。